

伊勢田駅周辺地区

交通バリアフリー基本構想

(案)

宇治市

< 目 次 >

. はじめに

1 . バリアフリー新法について -----	1
2 . バリアフリー新法の基本的枠組み -----	2
3 . 基本構想の目的 -----	3
4 . 目標年度 -----	3
5 . 計画の位置づけ -----	3
6 . 伊勢田駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定の背景 -----	4

. 伊勢田駅周辺地区の概要

1 . 人口と高齢化率 -----	8
2 . 主要な日常生活の施設 -----	9
3 . 移動に関する現況 -----	10
4 . 地区内における主な課題 -----	11

. 基本理念と基本方針

1 . 伊勢田駅周辺地区におけるバリアフリー化の基本理念と基本方針 --	16
--------------------------------------	----

. 重点整備地区の設定

1 . 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路について -----	18
2 . 重点整備地区における要件整理 -----	20

. バリアフリー化事業計画

1 . バリアフリー化事業計画について -----	24
2 . 公共交通機関のバリアフリー化事業計画 -----	24
3 . 道路のバリアフリー化事業計画 -----	25
4 . その他のバリアフリー化事業計画 -----	26
5 . ソフト施策におけるバリアフリーの取り組み -----	28
6 . バリアフリー基本構想の推進に向けて -----	29

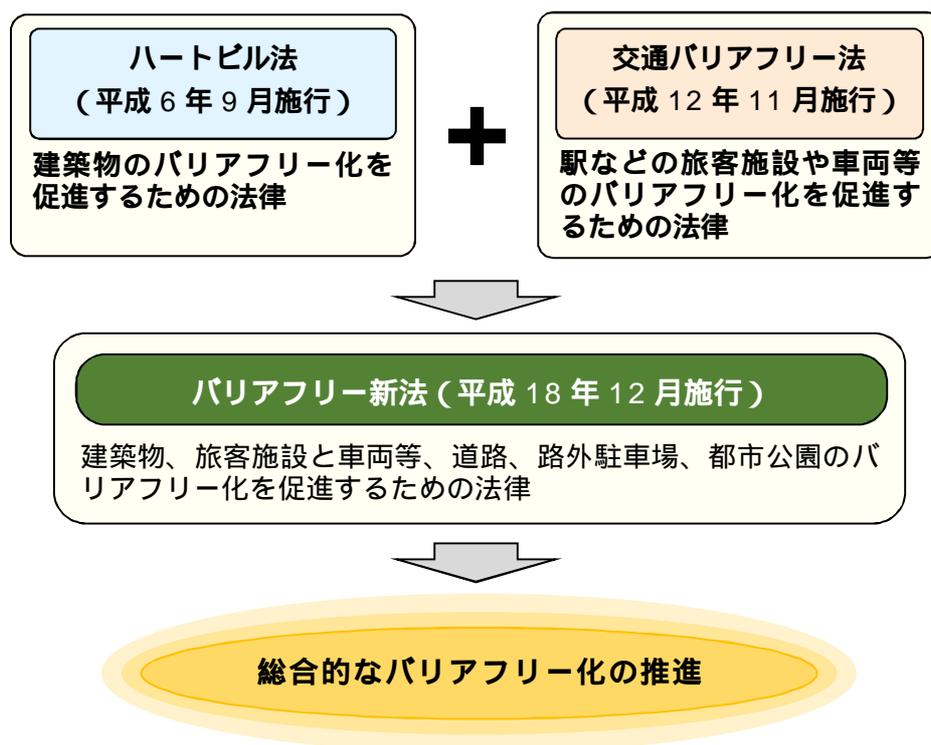
はじめに

1. バリアフリー新法について

わが国では、急速な高齢化が進展するとともに本格的な人口減少社会を迎えています。また、障害のある人の自立と社会参加の必要性が高まるなか、全ての人が同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念や、全ての人が利用しやすいことを考慮してまちづくりやものづくりなどを行う「ユニバーサルデザイン」といった考え方を取り入れたバリアフリー社会の形成が急務となっています。

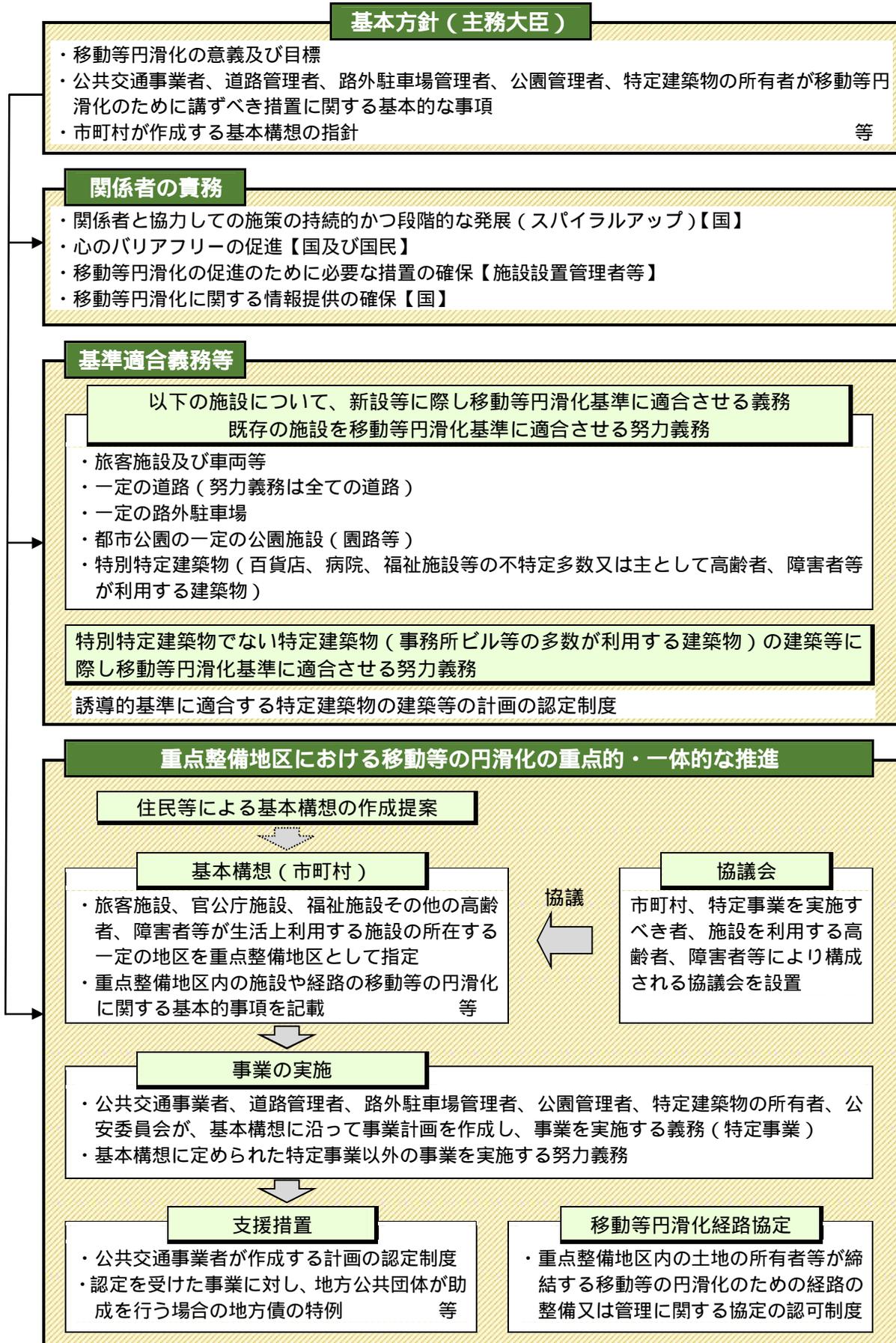
バリアフリーを推進する法整備としては、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下、「ハートビル法」という。）が制定され、その後、不特定多数の人々が利用する一定規模（2,000㎡）以上の建築物の建築等において利用円滑化基準への適合が義務づけられました。また、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下、「交通バリアフリー法」という。）が制定され、鉄道やバスをはじめとする公共交通機関に加え、鉄道駅等の周辺の道路や駅前広場、通路等の連続した移動経路について、総合的なバリアフリー化が推進されることとなりました。

さらに平成18年12月には、交通バリアフリー法とハートビル法が統合され「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー新法」という。）が施行されました。このことにより、従来の交通バリアフリー法が対象としていた公共交通機関の旅客施設や車両、駅前広場、道路、通路及びハートビル法が対象としていた建築物に加えて、路外駐車場や都市公園についてもバリアフリー化の対象とされ、より一体的なバリアフリー化を推進するための法制度が整えられました。



2. バリアフリー新法の基本的枠組み

バリアフリー新法の基本的枠組みは次のようになっています。



3. 基本構想の目的

本基本構想は、高齢者や障害のある人などが日常よく利用する施設（生活関連施設）が集積する一定の区域（重点整備地区）において、施設間を結ぶ経路（生活関連経路）を含め、旅客施設、建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、本市が市民、施設設置管理者等と連携・協力して策定するものです。本基本構想の策定により、より積極的なバリアフリー化に取り組んでいきます。

4. 目標年度

整備目標年度は、バリアフリー新法に基づく国の基本方針に則して平成32年度とし、それぞれの施設設置管理者は、本基本構想に基づき、具体的な整備計画である特定事業計画を策定し、バリアフリー事業を進めていきます。

しかしながら、地域の抱える課題は多様であり、限られた期間でバリアフリー化に関する全ての課題を解決することは困難であることから、整備目標年度は原則平成32年度とするものの、関係機関等との協議状況に応じて柔軟に対応するものとし、できることから事業を進めていくものとしします。

5. 計画の位置づけ

本市では、上位計画である宇治市第5次総合計画や宇治市都市計画マスタープランなどにおいて、バリアフリーのまちづくりを進めるものと示されています。

基本構想は、これら上位計画及び関連計画とも整合を図りながらバリアフリー化を推進するため、基本方針やバリアフリー化事業の概要を定めます。

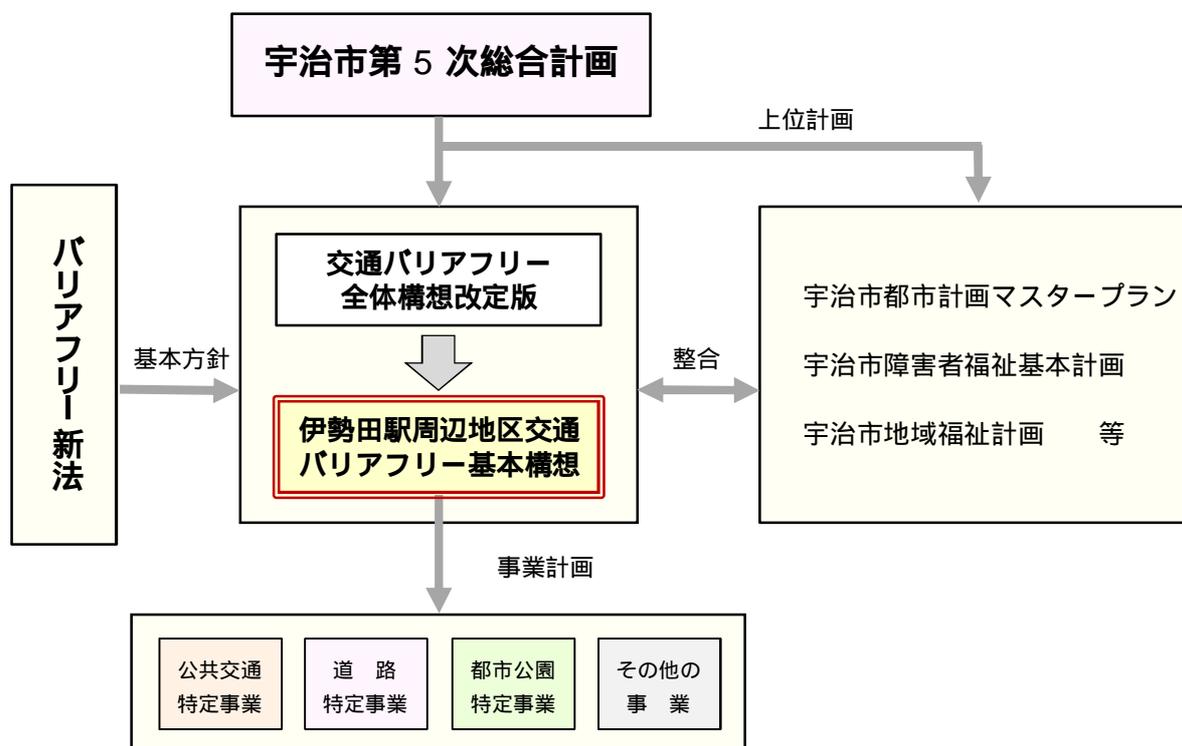
（1）宇治市第5次総合計画

宇治市第5次総合計画では、「快適な都市交通とバリアフリーのまちづくり」として、交通安全とバリアフリーの推進を掲げており、子どもから高齢者まで安心して移動することができるよう、交通安全に向けた取組と公共施設のバリアフリー化を推進するものとしています。

（2）宇治市都市計画マスタープラン

宇治市都市計画マスタープランでは、「市民生活を支え、全ての人にやさしい交通環境整備」を掲げており、生活にうるおいを与え、高齢者や障害のある人をはじめとする全ての人々が利用しやすい公共交通機関のバリアフリー化を進めるとともに、歩行者・自転車の安全性、快適性の向上をめざすものとし、特に地域別構想においては、府道城陽宇治線や市道南山蔭田線・羽拍子宮北線をはじめ地域内の日常生活に密着している主要な道路は、踏切の改善や歩道の拡幅など、歩行者の安全性を考慮した整備・改良を検討するものとしています。

【上位計画等との関係図】



6. 伊勢田駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定の背景

宇治市交通バリアフリー全体構想改訂版について

(1) 全体構想改訂の背景と目的（宇治市交通バリアフリー全体構想改訂版より抜粋）

本市の高齢化率は平成26年4月1日現在、約25.0%と全国平均の約25.6%に比べると低いものの、4人に1人が65歳以上の高齢者となる超高齢社会を迎えています。

また、障害のある人の数は昭和55年度から平成25年度にかけて4倍以上に増加しており、本市の人口に占める割合は約5.6%となっています。

このため、高齢者や障害のある人、ベビーカーを利用する子育て世代の人など、だれもが住みよいまちにするためには、まず、多くの人々が利用する駅やその周辺道路を一体的にバリアフリー化していくことが重要です。

一方、市内には鉄道駅が14駅あり、全ての駅で1日当たりの駅利用者が3,000人を超えています。これらのうち、円滑な移動経路が確保されていない駅が4駅(平成26年現在)あるなど、高齢者や障害のある人が電車を利用する上でバリア（障壁）が多く存在します。

また、駅周辺道路においても安心して歩ける歩道の整備等まだまだ充分とは言えず、交通バリアフリーの推進は本市の大きな行政課題となっています。

しかしながら、非常に厳しい財政状況が続く今日においては、市全体を同時にバリアフリー化していくことは極めて困難です。そこで、本市では、交通バリアフリー法に基づいてバリアフリー化を計画的に推進するために、平成17年に「宇治市交通バリアフリー全体構想」を策定し、当時の国の基本方針に基づき特定旅客施設である12駅を対象に市内を7地区に分類して、全市的な観点からよりバリアフリー化の必要性が高く、基本構想を策定することについて関係機関と協議が整った地区を「重点整備地区」に位置付けました。その後、基本構想を策定した宇治駅周辺や大久保駅周辺では駅へのエレベーター設置や歩道の整備などバリアフリー化に関する整備が進められましたが、それ以外の地域では駅のバリアフリー化が進んでいないのが実情です。

また、平成18年の法改正、平成23年の国が改めた基本方針といった新たな基準に基づいて、より一層バリアフリー化を進めることも必要となりました。

このような背景から、さらにバリアフリー化を推進するために、全体構想の見直しを行い、平成27年3月に改訂版を策定しました。

(2) 全体構想の基本理念と基本方針

宇治市交通バリアフリー全体構想改訂版では、基本理念と基本方針を次のように定めています。

【基本理念】

『全ての人が安心して出かけられる、
やさしさにあふれたまち・宇治』

【基本方針】

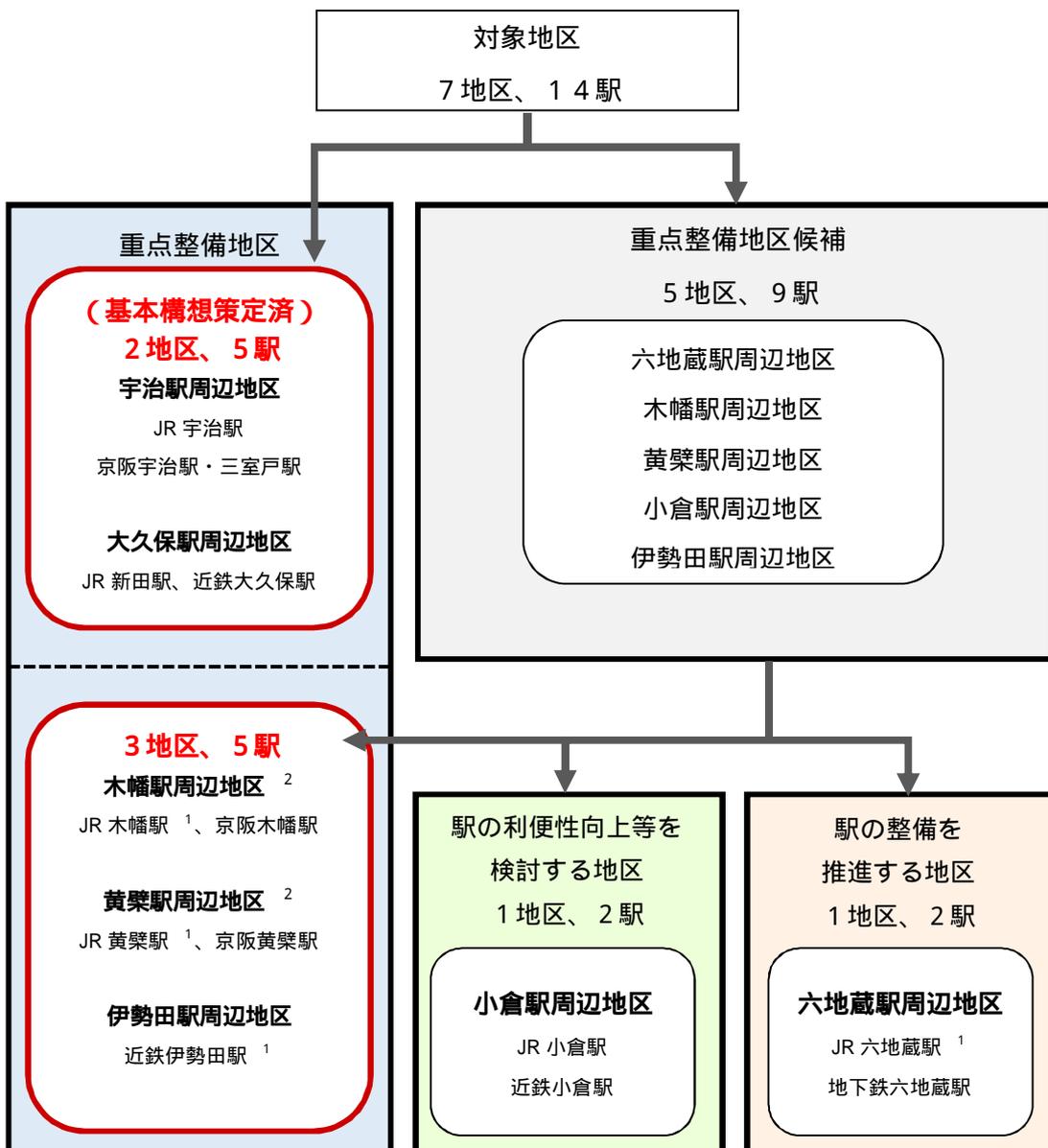
全ての人が安全に安心して出かけられるまちづくりを推進します。
交通利便性の向上を図り、だれもが快適に過ごせるまちづくりを推進します。
やすらぎと思いやりにあふれた支え合いのまちづくりを推進します。

(3) 重点整備地区の選定

市内の全ての鉄道駅で、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上であり、国の基本方針に基づくバリアフリー化の対象駅となっています。そこで、すでに基本構想策定済みの宇治駅周辺地区と大久保駅周辺地区を除く5つの地区を全て重点整備地区候補とし、できる限り全ての駅のバリアフリー化が図れるよう検討をしました。

その結果、各駅のバリアフリー化の実現性や周辺道路等の整備状況ならびに今後の事業予定などを勘案し、木幡駅周辺地区・黄檗駅周辺地区・伊勢田駅周辺地区を「重点整備地区」、小倉駅周辺地区を「駅の利便性向上等を検討する地区」、六地蔵駅周辺地区を「駅の整備を推進する地区」に分類しました。

【重点整備地区の選定の流れ】



1・・・バリアフリー新法に基づいた円滑な移動経路の確保ができていない駅

2・・・木幡駅周辺地区は平成27年度に、
黄檗駅周辺地区は平成28年度に基本構想を策定済み

伊勢田駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定について

近鉄伊勢田駅の改札口は地下に設けられており、スロープが併設された階段で地下に下り、改札を通り、改札内にある階段を上ってホームへ移動する形態となっています。

また、伊勢田駅周辺のウトロ地区住環境改善事業の中では、道路（歩道）整備が検討されています。その他駅周辺は、道路に住宅家屋が連担しているため、新たに歩道を整備することが難しいところもありますが、できる限り円滑な移動経路確保を検討し、駅を中心としたバリアフリー化を推進するため、「伊勢田駅周辺地区」を重点整備地区として、関係機関と連携しながら、基本構想を策定することとしました。

伊勢田駅周辺地区の整備方針

伊勢田駅周辺地区には、開地域福祉センターや府立城南勤労者福祉会館などの福祉施設があります。伊勢田駅周辺地区は住宅密集地であり、狭溢な道路が多く存在します。これら駅や周辺施設への移動円滑化や安全を確保するため、ウトロ地区住環境改善事業と整合を図り、近鉄伊勢田駅のバリアフリー化などできる限りの整備を検討するものとします。



【近鉄伊勢田駅】



【近鉄伊勢田駅地下通路】



【府道城陽宇治線沿いの歩道】



【市道南山蔭田線】

．伊勢田駅周辺地区の概要

1.人口と高齢化率

本市の平成28年10月1日現在の人口は188,831人で、65歳以上の人口は51,712人、高齢化率は27.4%となっています。

一方、伊勢田駅周辺の平成28年10月1日現在の人口は16,028人で、65歳以上の人口は3,869人、高齢化率は24.1%となっており、宇治市全体の高齢化率より3.3%低くなっています。原因として、駅周辺ではその利便性から、特に駅東側での地域において大規模な開発が行われ、比較的若い世代の住居が多いことが考えられます。しかしながら古くから集落が形成された地域も広く広がっており、高齢化率は市内の平均と比べ低くなっているとはいえ、駅及び周辺のバリアフリー化の重要性は一層高くなっています。

【宇治市及び伊勢田駅周辺の高齢化率等】

宇治市	総人口	188,831人
	高齢者(65歳以上)人口	51,712人
	高齢化率	27.4%
伊勢田駅周辺地区	総人口	16,028人
	宇治市全体に占める人口の割合	8.5%
	高齢者(65歳以上)人口	3,869人
	高齢化率	24.1%

資料：宇治市住民登録数 平成28年10月1日現在(外国人を含む)、伊勢田駅周辺の人口は大字が「伊勢田町(砂田・遊田・中遊田・南遊田は除く)、開町、羽拍子」の人口

4. 地区内における主な課題

伊勢田駅周辺地区の現状を把握するため、地域住民や障害のある方とともにタウンウォッチングを実施し、その後のワークショップにおいて、駅舎や道路等の問題点や課題を抽出しました。

【タウンウォッチング概要】

実施日：平成29年5月27日（土） 9：00～12：00 晴れ

参加者：40名

（宇治市交通バリアフリー検討委員会委員、施設設置管理者、地域住民、各障害者協会会員、学識経験者等）

コース：近鉄伊勢田駅 こいずみ医院前 千原眼科 京都銀行 開地域福祉センター



コース：近鉄伊勢田駅 西宇治中学校前 城南勤労者福祉会館



【タウンウォッチング概要】

(1) 駅に関すること

< 近鉄伊勢田駅ホーム >

- ・ホームドアがほしい。
- ・転落防止柵、転落検知マットがない。
- ・内方線をつけてほしい。
- ・電光板が目立たないことや音が小さいなど等、案内が分かりづらい。< 電車の接近に気づきにくい。 >
- ・改札内の誘導が分かりづらい。

- ・点字ブロックが分かりづらい、和式トイレであるなど、トイレが利用しづらい。
- ・ホームの下に入れない、トイレの横が特に狭い。
- ・北側からも進入できるとよい。

<近鉄伊勢田駅改札、駅前広場周辺>

- ・地下に降りるスロープが滑りやすく危ない、スロープがあることに気づけないことがある。
- ・車いすの誘導標示がわかりづらく、屋根がなく不親切。
- ・改札口にインターホンはあるが、聴覚障害者は利用できない。テレビ電話が必要
- ・改札付近に（聴覚障害者のための）耳マークはあるが位置が悪く分かりづらい。
- ・券売機の前蹴込みが狭い。
- ・券売機に点字料金表示がない、タッチパネルのため視覚障害者は使えない。
- ・エレベーターが必要。
- ・駅前広場の舗装が割れている、地図など現在位置が分かるものがほしい。
- ・段差があるためバリアフリー化が必要。

(2) 道路や踏切に関すること

- ・交通量のわりに車道、歩道が狭い。路側帯や歩道を整備してほしい。
- ・側溝の種類がまちまち、統一してほしい。
- ・点字ブロックが途切れている。
- ・敷地と歩道の境に段差があり危ない。
- ・歩道に車止めがあり、通行しづらい。視覚障害者は気づけない。
- ・東西方向の信号が短い。（府道城陽宇治線と市道南山蔭田線の交差点信号）
- ・横断歩道及び信号の設置が必要。（府道城陽宇治線と市道伊勢田町168号線の交差点）
- ・羽拍子踏切前後にスピードを規制する対策が必要。
- ・府道の歩道が狭い。
- ・道路幅員が狭い、見通しが悪い、段差がある、路側帯に電柱があり車いすが通れない。
- ・放置自転車対策。（市道南山蔭田線）
- ・伊勢田1号踏切には歩道がない。
- ・小倉3号踏切の拡幅と歩行者の安全通行対策。
- ・側溝蓋がない、蓋の目が粗い。
- ・五差路が分かりづらい。（市道南山蔭田線）
- ・ウトロ地域から市道へ抜ける歩行者専用道がほしい。

(3) 施設に関すること

- ・城南勤労者福祉会館の点字ブロックが不足している。
- ・入口スロープの勾配が急など、バリアフリー対応できていない。

【伊勢田駅周辺地区の主な課題のまとめ】

タウンウォッチングやワークショップでの意見を踏まえ、伊勢田駅周辺地区の主な課題を次項ページのとおり整理しました。





- ・北側からも進入できるとよい(1)
- ・電光板が目立たない、音が小さいなど案内が分かりづらい、電車の接近に気づきにくい(7)
- ・ホームドアがほしい(2)
- ・転落防止柵、転落検知マットがない(5)
- ・内方線をつけてほしい(2)
- ・ホームの下に入れれない、トイレの横が特に狭い(2)
- ・改札内の誘導が分かりづらい(2)
- ・点字ブロックが分かりづらい、和式トイレであるなど、トイレが利用しづらい(10)
- ・改札口にインターホンはあるが、聴覚障害者は利用できない。テレビ電話が必要(3)
- ・改札付近に(聴覚障害者のための)耳マークはあるが位置が悪く分かりづらい(3)
- ・券売機の前での蹴込みが狭い(1)
- ・券売機に点字料金表示がない、タッチパネルのため視覚障害者は使えない(3)

【伊勢田駅周辺地区の主な課題図】



- ・地下に降りるスロープが滑りやすく危ない、スロープがあることに気づけないことがある(8)
- ・車いすの誘導標示がわかりづらい、屋根がなく不親切(3)
- ・エレベーターが必要(1)
- ・駅前広場の舗装が割れている、地図など現在位置が分かるものがほしい(3)
- ・段差があるためバリアフリー化が必要(3)

- ・羽拍子踏切前後にスピードを規制する対策が必要(2)
医療法人岡本病院おかもと総合クリニック
- ・小倉3号踏切の幅と歩行者の安全通行対策(1)

- ・横断歩道及び信号の設置が必要(3)
(府道城陽宇治線と市道伊勢田町 168 号線の交差点)

- ・交通量のわりに車道、歩道が狭い。路側帯や歩道を整備してほしい(4)
- ・府道の歩道が狭い(3)

- ・歩道に車止めがあり、通行しづらい。視覚障害者は気づけない(4)

- ・五差路が分かりづらい(2)

- ・城南勤労福祉会館の点字ブロックが不足している、入口スロープの勾配が急などバリアフリーではない(6)

- ・ウトロ地域から市道へ抜ける歩行者専用道がほしい(2)

- ・側溝の種類がまちまち、統一してほしい(1)
- ・側溝蓋がない、蓋の目が粗い(7)

- ・道路幅員が狭い、見通しが悪い、段差がある、路側帯に電柱があり車いすが通れない(5)
- ・放置自転車対策(1)

- ・敷地と歩道の境に段差があり危ない(2)

- ・東西方向の信号が短い(1)

- ・点字ブロックが途切れている(1)

- ・伊勢田1号踏切には歩道がない(3)

■ 商業施設
■ 集会施設
■ 教育施設
■ 医療・福祉施設
■ 鉄道駅
■ その他公共施設

500m

Ⅲ. 基本理念と基本方針

1. 伊勢田駅周辺地区におけるバリアフリー化の基本理念と基本方針

本市では、宇治市交通バリアフリー全体構想において市全体のバリアフリー化の基本理念を『全ての人々が安心して出かけられる、やさしさにあふれたまち・宇治』と掲げており、これを踏まえて、伊勢田駅周辺地区の基本理念を次のように定めます。

また、この基本理念の実現のため、3つの構成からなる基本方針を定めます。

伊勢田駅周辺地区の基本理念と基本方針

<基本理念>

『既存の住環境を大切にしながら 全ての人々が
安全で快適に活動できるまち 伊勢田・開』

(目標) ○伊勢田駅周辺地区で暮らす人が、安心してまちを移動したり、施設を利用したりできるまちをめざします。

<基本方針>

- 1.近鉄伊勢田駅を、誰もが安全かつ快適に利用できるようにするためのバリアフリー化を推進します。
- 2.鉄道駅と学校、集会所など周辺施設を円滑に移動できるバリアフリーネットワークの整備を推進します。
- 3.移動や利用に困っている人、移動に不安のある人を助け合う、あわせて目標に向かって行動する“心のバリアフリー”を推進します。

1. 近鉄伊勢田駅を、誰もが安全かつ快適に利用できるようにするためのバリアフリー化を推進します。

○通勤・通学、日常的な買い物・通院などで、多くの人が利用する近鉄伊勢田駅において、高齢者や障害者の方も安心して利用できるよう、バリアの解消を図るとともに、全ての人が利用しやすい駅をめざしたバリアフリー化を推進します。

2. 鉄道駅と学校、集会所など周辺施設を円滑に移動できるバリアフリーネットワークの整備を推進します。

○近鉄伊勢田駅と中学校、医療機関、集会所などへ円滑に移動できるよう、主要経路となる市道南山蔭田線、市道羽拍子宮北線での歩行者安全対策を推進します。

3. 移動や利用に困っている人、移動に不安のある人を助け合う、あわせて目標に向かって行動する“心のバリアフリー”を推進します。

○駅をはじめとする施設のバリアフリー化、主要経路のバリアフリーネットワークが形成されても、利用者のマナー不足があるとバリアは解消されません。一人ひとりがバリアフリー化について理解を深め、気持ちよく過ごせるよう“心のバリアフリー”を推進します。



IV. 重点整備地区の設定

1. 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路について

(1) 重点整備地区の要件

移動等の円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に進めるための区域を、重点整備地区として定めます。重点整備地区の要件としては、バリアフリー新法第2条第21号に定められており、さらに国の定める基本方針においてその具体的な内容が示されています。

【移動等円滑化の促進に関する基本方針による重点整備地区の要件】

① 配置

- ・生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区
- ・地区全体の面積がおおむね400ha（半径約1.1km円の圏域）未満
- ・生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね3以上所在すること
- ・当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれること

〔「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」（バリアフリー新法 第2条第21号イ）〕

② 事業の必要性

- ・高齢者、障害者等の徒歩若しくは車いすによる移動又は施設の利用状況
- ・土地利用や諸機能の集積の実体並びに将来の方向性
- ・想定される事業の実施範囲、実現可能性などの観点から総合的に判断して、当該地区における移動等円滑化のための事業に一体性があり、事業の実施が特に必要な地区

〔「生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」（バリアフリー新法 第2条第21号ロ）〕

③ 事業の実現性・相乗効果

- ・高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進
- ・移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実施可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等

〔「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」（バリアフリー新法 第2条第21号ハ）〕

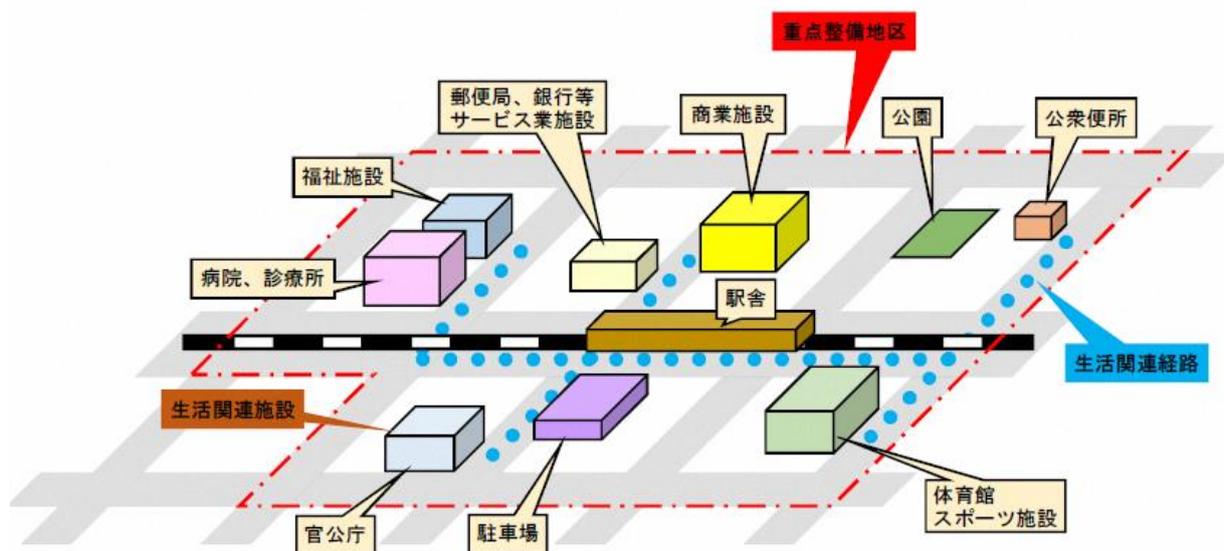
(2) 生活関連施設及び生活関連経路

① 生活関連施設

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」のことであり、該当する施設は、市内において鉄道駅、市役所、特別支援学校、病院、商業施設など多数所在しています。基本構想において生活関連施設として定めた施設は、バリアフリー化に努める必要があります。

② 生活関連経路

生活関連経路とは、「生活関連施設相互間の経路」のことであり、生活関連施設の間を結ぶ道路、駅前広場のほか、建築物内部の通路なども生活関連経路として定めることができます。生活関連経路においても、基本構想の中で定めた経路は、バリアフリー化に努める必要があります。



【重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路のイメージ図】

2. 重点整備地区における要件整理

(1) 重点整備地区の区域について

今回定める重点整備地区の区域は ~~22~~23 ページのとおりとし、区域の境界はできる限り道路や河川等でわかりやすく表示して決めました。

また、18 ページの重点整備地区の要件と照らし合わせて地区の状況を整理し、要件を満たしていることを確認しました。

要件	地区の状況
配 置	<ul style="list-style-type: none">● 駅周辺には、様々な生活関連施設があり、多くの人の徒歩による移動が見込まれます。● 重点整備地区の区域面積は、約 38.945.7 h a です。● 特定旅客施設（近鉄伊勢田駅）や、特別特定建築物（城南勤労者福祉会館、開地域福祉センター等）といった生活関連施設となる施設が所在しています。
事業の 必要性	<ul style="list-style-type: none">● 近鉄伊勢田駅においては、車いすでの移動、点字ブロックや内方線、ホームの幅などに課題が残っています。● 周辺道路については、駅から各施設までの経路について道路幅員が狭く、歩道が設置されていない区間も多く、安全な歩行経路の確保等も課題となっています。
事業の 実現性や 相乗効果	<ul style="list-style-type: none">● 近鉄伊勢田駅において、バリアフリー化の事業予定があります。● 近鉄伊勢田駅のバリアフリー化事業とあわせて、市道南山蔭田線や市道羽拍子宮北線での歩行者の安全対策を行うことで、相乗効果が期待できます。

(2) 生活関連施設及び生活関連経路の選定

伊勢田駅周辺地区においては、様々な施設が駅を中心に点在していますが、本基本構想では、下記の生活関連施設を選定し、これらと駅を結ぶ経路を生活関連経路として選定します。

①- I 生活関連施設

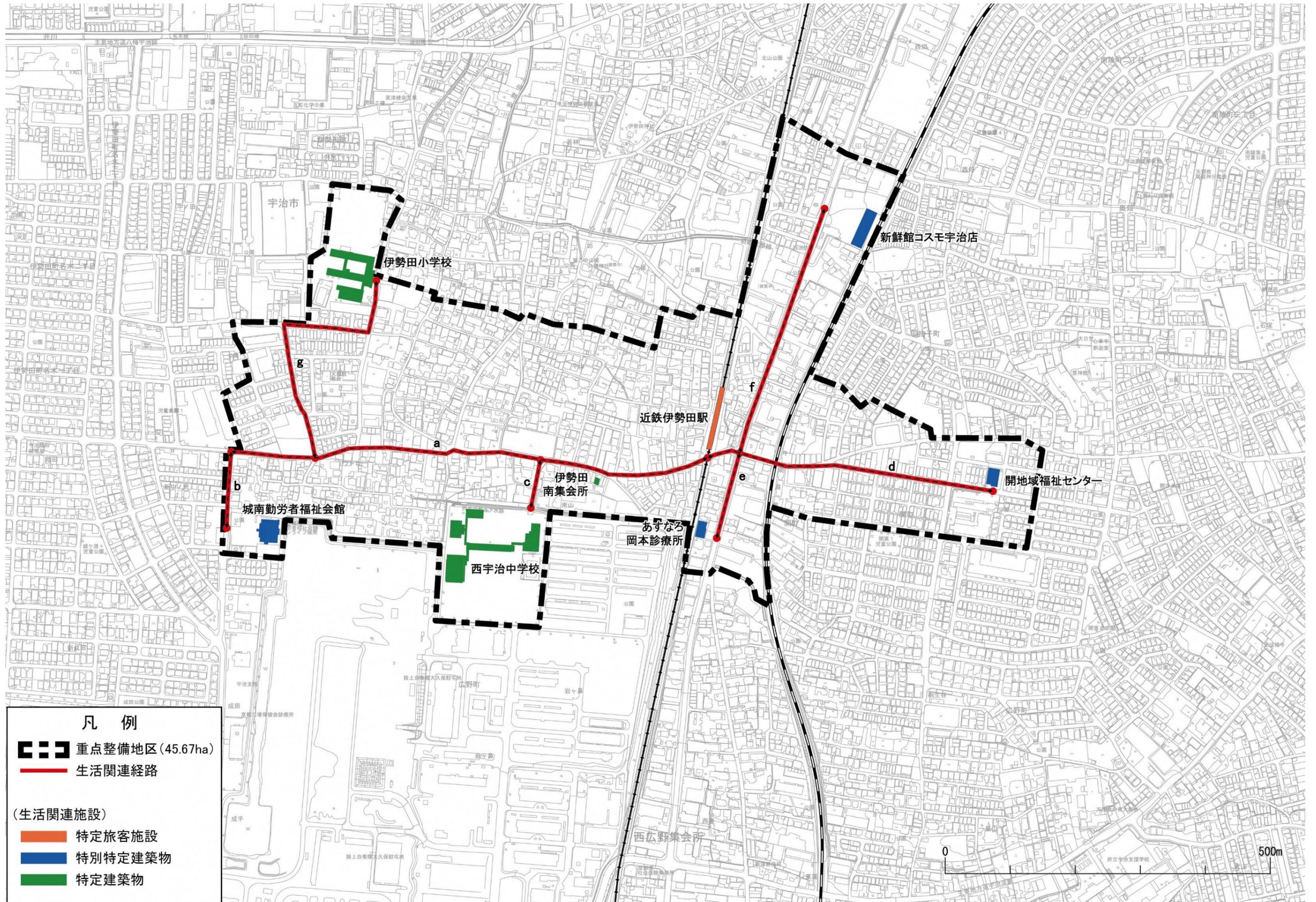
生活関連施設	施設名	選定の基本的な考え方
特定旅客施設	近鉄伊勢田駅	1日の平均利用者数が5,000人以上の旅客施設であり、バリアフリー新法に規定する特定旅客施設でもある鉄道駅
特別特定建築物	開地域福祉センター (開行政サービスコーナー)	行政サービス、集会コミュニティ場所として利用されている公共施設
	<u>あすなろ岡本診療所</u>	<u>医療施設であり、高齢者や障害のある人の利用が見込まれる施設</u>
	城南勤労者福祉会館	勤労者をはじめ、地域住民に研修、会議及び体力づくりの場を提供する施設
特定建築物	西宇治中学校	公立の教育施設で災害の避難所としても指定されており、 <u>また、地域活動やクラブ活動、学校開放等が実施されており、多くの人の利用が見込まれる施設</u>
	<u>伊勢田小学校</u>	
	<u>新鮮館コスモ宇治店</u>	<u>日用の食料品を販売しており、不特定多数の方の利用がある施設</u>
	伊勢田南集会所	各地区の集会コミュニティ場所として利用されている施設

② - I 生活関連経路

経路	施設間	路線名
a	近鉄伊勢田駅 ～ 伊勢田南集会所 ～ 城南勤労者福祉会館	市道南山蔭田線
b		市道新成田新中ノ荒線
c	近鉄伊勢田駅 ～ 西宇治中学校	市道伊勢田町 142 号線
d	近鉄伊勢田駅 ～ 開地域福祉センター	市道羽拍子宮北線
e	<u>伊勢田交番 ～ あすなろ岡本診療所*</u>	<u>府道城陽宇治線</u>
f	<u>伊勢田交番 ～ 新鮮館コスモ宇治店*</u>	<u>府道城陽宇治線</u>
g	<u>市道南山蔭田線 ～ 伊勢田小学校</u>	<u>市道伊勢田町 69 号線</u>
		<u>市道伊勢田町 85 号線</u>
		<u>市道伊勢田町 128 号線</u>

※民間施設である新鮮館コスモ宇治店やあすなろ岡本診療所につきましては、永続的にその場所に留まらない場合もあるため、府道城陽宇治線の生活関連経路につきましては、あくまで生活関連経路の目標地点とし、施設の設置状況に応じて生活関連経路の延長を重点整備地区のエリア内で柔軟に変更できるものとします。

【伊勢田駅周辺重点整備地区図】



V. バリアフリー化事業計画

1. バリアフリー化事業計画について

伊勢田駅周辺地区におけるバリアフリー化を推進するため、タウンウォッチング等から得られたバリアフリー上の問題点を踏まえ、各施設設置管理者が今後実施していくバリアフリー化事業計画の概要を定めます。

整備目標年度は、次のように分類し、関係機関等と連携しながら計画的にバリアフリー化に取り組めます。

<目標年度の種別>

短期：原則として、国が定める目標年度である平成32年度までに事業を完了させる事業。

中長期：平成32年度までの事業の完了は難しいものの、バリアフリー化に向けた実施可能な事業の検討など、取り組みを進める事業。

2. 公共交通機関のバリアフリー化事業計画

(1) 駅舎のバリアフリー化事業に係る考え方

◆近鉄伊勢田駅

駅入り口からホームまでの連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置や内方線の整備、移動円滑化された経路でのエレベーターの設置、多機能トイレの移設などを目指します。さらに、将来的には蹴込みのある券売機への改修など、さらなるバリアフリー化の充実を目指します。

(2) 公共交通のバリアフリー化事業

駅名等	事業内容	主事業者	実施時期	
			短期	中長期
近鉄 伊勢田駅	駅入り口からホームまでの連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置	近畿 日本鉄道 株式会社		
	移動円滑化された経路の整備（エレベーターの設置等）			
	誘導チャイム・触知案内板・点字運賃表の整備			
	内方線の整備（平成29年度中に実施予定）			
	多機能トイレの移設			
	蹴込みつき券売機への改修			

3. 道路のバリアフリー化事業計画

(1) 道路のバリアフリー化事業に係る考え方

◆生活関連経路

生活関連経路として位置付けられた府道や市道のうち、歩道の設置されている路線については、段差の改善、路面の改良、横断勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設を基本にバリアフリー化を進めます。一方、歩道が未設置である路線については、側溝ふたの改修などによる歩行者の安全対策を検討し、少しでもできることから取り組みます。

◆その他の道路

重点整備地区内の生活関連経路以外のその他の道路（府道や市道）についても、他の事業や維持管理を行う中で、可能な限り、バリアフリー化を図るよう努め、歩行者等の安全対策に取り組みます。

(2) 道路のバリアフリー化事業

路線名 (区間または場所)	事業内容	主事業者	実施時期	
			短期	中長期
①市道南山蔭田線 (近鉄伊勢田駅～城南勤労者福祉会館)	歩行者の安全対策の検討 (側溝ふたの改修等)	宇治市		
②市道新成田新中ノ荒線 (近鉄伊勢田駅～城南勤労者福祉会館)	歩行者空間の確保の検討	宇治市		
③市道伊勢田町142号線 (西宇治中学校前)	歩行者空間の確保 (路側帯の設置)	宇治市		
④市道羽拍子宮北線 (近鉄伊勢田駅～開地域福祉センター)	歩行者の安全対策の検討 (側溝ふたの改修等)	宇治市		
⑤市道羽拍子宮北線 南山蔭田線 (近鉄伊勢田駅～千原眼科) (近鉄伊勢田駅～伊勢田踏切)	歩道改良の検討、 安全対策のための踏切前後への点状ブロック*の設置 、 連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置	宇治市		
⑥府道城陽宇治線 (新鮮館コスモ宇治店 ～あすなる岡本診療所)	歩道改良の検討、連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置	京都府		
⑦市道南山蔭田線 (P27 変換の場所＝約30m)	歩行者空間の確保の検討	宇治市		
⑧伊勢田1号踏切 (歩行者空間の再表示)	路側線の引き直し再表示 (路側帯の再表示)	宇治市		
	歩行者空間の 確保	宇治市 近畿日本鉄道		
⑨伊勢田交番前 (P27 変換の場所＝約20m)	点字ブロックの改修 (誘導ブロックの再整備)	府警本部		

4. その他のバリアフリー化事業計画

(1) 建築物のバリアフリー化事業に係る考え方

生活関連施設に位置付けた市の公共施設については、施設の更新計画などにあわせ、高齢者や障害のある人が安心して利用できるよう、バリアフリー化に努めるとともに、重点整備地区内で建設される建築物については、バリアフリー新法や京都府福祉のまちづくり条例*に基づき、助言や指導を行っていきます。

(2) 交通安全施設のバリアフリー化事業に係る考え方

生活関連経路上において、信号機を設置する場合は、周辺状況等を考慮しながら、原則音響装置を設置するものとします。また重点整備地区内のその他の信号機についても、出来る限りの整備を検討します。

【伊勢田駅周辺重点整備地区 バリアフリー化事業計画図】



5. ソフト施策におけるバリアフリーの取り組み

『既存の住環境を大切にしながら、全ての人が安全で快適に活動できるまち 伊勢田・**開**』を基本理念とする伊勢田駅周辺地区において、基本方針として「3.移動や利用に困っている人、移動に不安のある人を助け合う、**あわせて目標に向かって行動する**“心のバリアフリー”を推進します。」を掲げ、市民や来訪者がお互いに移動や利用に困難が生じる状況を理解し、助け合うことのできる心豊かなまちを目標としています。

この目標の実現を目指して、世代や障害の有無などによらず、一人ひとりがお互いを理解し、バリアの解消に対してそれぞれができることを考え、自然に行動に移すことができるよう、次のようなソフト施策を実施していきます。なお、これらのソフト施策は、物理的な整備が早急にできず、バリアフリー化が難しい場合でも、バリアフリーの実現に効果を発揮するものとなります。

さらに、これらのソフト施策については、今後とも検討を進め、伊勢田駅周辺地区だけでなく、全市的かつ継続的に展開するものとします。

ソフト施策（心のバリアフリーの推進）

- 交通ルールやマナーの遵守、違法駐輪等の歩道の占拠防止のための啓発活動の推進
- 高齢者や障害のある人などへのバリアフリー情報の積極的な提供
- 高齢者や障害のある人などへの積極的なサポート・声かけ活動の促進
- 市職員や交通事業者への交通バリアフリー体験研修の実施
- 高齢者や障害のある人などからのバリアに関する情報収集

6. バリアフリー基本構想の推進に向けて

バリアフリー基本構想を策定することで、各事業者が重点整備地区内のバリアフリー化事業を進めていきますが、事業の進捗状況や事業内容を関係者が把握し、実施した事業を適切に評価し、効率的に事業を継続しなければ、バリアフリー基本構想の実現はできません。

今後、バリアフリー基本構想に基づく事業を円滑に進めていくために、次のような推進策に取り組みます。

バリアフリー基本構想の推進施策

- 施設設置管理者・行政・市民の協働による施策の推進
- バリアフリー基本構想の進捗状況について、検討委員会において報告、評価（事業実施後の点検評価など）を実施
- 計画（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）のPDCAサイクルに基づく、段階的かつ継続的な改善

